

倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第41号

倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの(第24条において「特定管理職員」という。))にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの(第24条において「特定管理職員」という。))にあっては<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの(第24条において「特</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125</u>(行政職給料表の適用</p>

<p>定管理職員」という。) にあっては<u>100分の107.5)</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5)</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの(第24条において「特定管理職員」という。) にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105)</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125)</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

(倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年倉吉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、第3条の給料の額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間について、給与条例第21条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「期間率」という。)を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>前2項</u>に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月末満のものに限</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>前項</u>に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月末満のものに限</p>

る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項及び第2項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第12条 月額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下「勤務時間に応じた報酬月額」という。)とする。

2 日額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次項の規定による勤務1時間当たりの報酬額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

3 時間により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除した時間数を減じたもので除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

4 略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第17条 第20条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにあつては、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにあつては、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第18条 略

2 前項の規定にかかわらず、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、勤務時間に応じた報酬月額に100分の130を乗じて得た額に、期間率を乗じて得た額とする。

3 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至

る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第12条 月額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(報酬の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

3 時間により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除した時間数を減じたもので除して得た額とする。

4 略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第17条 第21条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにあつては、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにあつては、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第18条 略

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至

<p>ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>前2項</u>に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>4</u> 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、<u>第1項及び第2項</u>の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p>	<p>ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>前項</u>に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>3</u> 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、<u>第1項</u>の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p>
--	--

第4条 倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、第3条の給料の額に100分の<u>127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間について、給与条例第21条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、第3条の給料の額に100分の<u>130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間について、給与条例第21条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>（パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、勤務時間に応じた報酬月額に100分の<u>127.5</u>を乗じて得た額に、期間率を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、勤務時間に応じた報酬月額に100分の<u>130</u>を乗じて得た額に、期間率を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。